

令和5年第3回(9月)大郷町議会定例会会議録第1号

令和5年9月13日(水)

応招議員(12名)

1番 赤間 繁幸君	2番 鎌田 暁史君
3番 鈴木 利博君	4番 赤間 則幸君
5番 佐々木 和夫君	6番 鈴木 恵子君
7番 金須 新一君	8番 田中 三恵子君
9番 熱海 文義君	10番 石垣 正博君
11番 高橋 重信君	12番 石川 良彦君

出席議員(12名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学君	副町長	武藤 浩道君
教育長	鳥海 義弘君	参事(特命担当)	三浦 光君
総務課長	熊谷 有司君	財政課長	菅野 直人君
まちづくり政策課長	高橋 優君	復興推進課長	武藤 亨介君
復興推進課技監兼 地域整備課技監	門脇 匡哉君	税務課長	小野 純一君
町民課長	千葉 昭君	保健福祉課長	伊藤 義継君
農政商工課長	片倉 剛君	参事兼地域整備課長	鎌田 光一君
会計管理者	遠藤 龍太郎君	学校教育課長	角田 倫明君
社会教育課長	赤間 良悦君		

事務局出席職員氏名

事務局長 千葉恭啓 次長 相澤幸子 主事 上杉琉日

議事日程第1号

令和5年9月13日(水曜日) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議長の諸般の報告
- 日程第 4 町長の行政報告
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2 号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第 3 号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 4 号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 5 号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 10 同意第 6 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 11 同意第 7 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 12 同意第 8 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 13 同意第 9 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 14 同意第 10 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15 同意第 11 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 同意第 12 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 同意第 13 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 同意第 14 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 同意第 15 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 同意第 16 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 2 1 | 議案第 5 6 号 | 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 2 | 議案第 5 7 号 | 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 3 | 議案第 5 8 号 | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 2 4 | 議案第 5 9 号 | 大郷町道路占用料条例の一部改正について |
| 日程第 2 5 | 議案第 6 0 号 | 令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 6 | 議案第 6 1 号 | 令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 7 | 議案第 6 2 号 | 令和 5 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 8 | 議案第 6 3 号 | 令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 9 | 議案第 6 4 号 | 令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 0 | 議案第 6 5 号 | 令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 1 | 議案第 6 6 号 | 令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 2 | 議案第 6 7 号 | 令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 3 | 議案第 6 8 号 | 令和 5 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号） |

本日の会議に付した案件

- | | | |
|-------|------------|-------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 議長の諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 町長の行政報告 | |
| 日程第 5 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 | 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |

日程第 7	同意第 3 号	大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 8	同意第 4 号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につ き同意を求めることについて
日程第 9	同意第 5 号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につ き同意を求めることについて
日程第 1 0	同意第 6 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 1	同意第 7 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 2	同意第 8 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 3	同意第 9 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 4	同意第 1 0 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 5	同意第 1 1 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 6	同意第 1 2 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 7	同意第 1 3 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 8	同意第 1 4 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 1 9	同意第 1 5 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 2 0	同意第 1 6 号	大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求め ることについて
日程第 2 1	議案第 5 6 号	大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 5 7 号	大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 5 8 号	大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部改 正について

- 日程第 2 4 議案第 5 9 号 大郷町道路占用料条例の一部改正について
日程第 2 5 議案第 6 0 号 令和 5 年度大郷町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 6 議案第 6 1 号 令和 5 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 7 議案第 6 2 号 令和 5 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8 議案第 6 3 号 令和 5 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 9 議案第 6 4 号 令和 5 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 3 0 議案第 6 5 号 令和 5 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 1 議案第 6 6 号 令和 5 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 2 議案第 6 7 号 令和 5 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 3 議案第 6 8 号 令和 5 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）
-

午 前 10 時 00 分 開 会

議長（石川良彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 3 回大郷町議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会は、各種議案の審議とともに、令和 4 年度の決算を審議する重要な会議であります。

提案されたそれぞれの議案につきましては、後刻、町長より詳細に説明されることとなります。議員各位におかれましては、議会の使命を十分理解し、町民の代表機関としての機能を発揮するために、綿密周到な審議により、十二分に検討を加え、民意を正確に政策に反映させ、バランスの取れた適正にして妥当な議決に達せられますよう念願するものであります。

暦の上では初秋の候を迎えましたが、依然としてまだまだ残暑が長引いております。さらには、新型コロナウイルス感染症につきましても5類に移行をしておりますが、感染が宮城県においては感染拡大の傾向にあるということにもあります。そういった中であって、皆様にはひとしお御自愛を賜り、本会議の審議に御精励くださいますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、3番鈴木利博議員及び4番赤間則幸議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（石川良彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの17日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの17日間と決定いたしました。

日程第3 議長の諸般の報告

議長（石川良彦君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

私から報告いたしますが、お手元に配付した報告書により報告に代えさせていただきます。

日程第4 町長の行政報告

議長（石川良彦君） 日程第4、町長の行政報告をいただきます。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回大郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

今定例会に御提案いたします議案の説明に先立ちまして、6月の第2回定例会以降の行政報告を申し上げます。

任期満了に伴う町議会議員一般選挙が、8月27日にこの前行われました。今回から定数が2名減の12名となり、8年ぶりの選挙が行われ、新たに12名の町議会議員が誕生いたしました。ここに改めて、深甚なる祝意を表します。これから4年間、町民の福祉向上、町のさらなる発展等に御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和元年東日本台風災害復興事業関連の中粕川復興まちづくり事業が、現在、防災避難緑地の造成工事を実施しており、防災コミュニティセンター建設事業につきましては10月初旬の発注を目標に、建築に向けた積算作業を進めてございます。

また、避難道路につきましては、国土交通省の受託事業として、町に代わって国が発注作業を進めており、年内中には施工が開始される見込みとなっております。

次に、かわまちづくりについて申し上げます。

大郷町かわまちづくり協議会で承認をいただきました、かわまちづくり計画を令和5年6月9日に国土交通省に申請し、国の審議を経て、8月10日に登録され、8月25日に東北地方整備局において、かわまちづくり登録証を受賞されました。このかわまちづくり計画は、東北管内で28か所目、宮城県内では5か所目の登録となりました。今後、国と町が力を合わせて、吉田川の良好な河川空間を活用した地域活性化を目指して、様々な社会実験などを実施してまいります。

次に、令和5年6月発生の大雨による災害復旧事業について、申し上げます。

大雨により被災した道路河川等の公共土木施設、農道、水路、電気等の農業用施設、赤道、水路等の公共施設の災害復旧事業につきましては、順次発注を行っており、早期復旧に向け対応してまいります。

また、農地の災害復旧に関しましては、工事費の上限を40万円として、その70%を補助いたします。

次に、新型コロナウイルス感染関連事業等について申し上げます。

新型コロナウイルスは、8月8日より感染症法上の5類に分類され、社会活動やイベントの開始など、コロナ前の活気を取戻しつつございますが、5月以降の感染状況は拡大傾向にあります。ワクチン接種につきましては、高齢者などを対象とした春開始接種を8月31日で終了し、今月20日からは接種可能な全ての方々を対象とした秋開始接種を予定してございます。接種を希望する方が滞りなく接種できるように、努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止、または縮小していたイベントが開催し、8月11日には黒川森林組合開催の黒川森林まつりが開催され、町内外から多くの皆様に御来場いただきました。

また、開催を見送っていた敬老会を4年ぶりに、今月18日開催いたします。町議会議員の皆様にも御出席をいただき、一緒にお祝いいただきますようお願い申し上げます。

次に、燃油、食料品等の価格高騰対策について申し上げます。

町民の消費活動支援及び地域経済活性化を図るため、全町民に1人当たり1万円の商品券を配布いたしました。また、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯3万円の価格高騰給付金を、低所得者子育て世帯に対して、子供1人当たり5万円の支給を行ってまいります。

次に、子育て支援事業について申し上げます。

全ての妊娠、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、各種支援制度や相談窓口等に関する情報を集約したガイドブックを制作し、母子健康手帳交付時や子育て世代の転入者に対して配布しております。また、完納された前年度分の国民健康保険のうち、18歳未満の被保険者に係る均等割相当額を子育て支援補助金として交付してまいります。

次に、マイナンバーカードについて申し上げます。

マイナンバーカードの普及促進のため、昨年10月からマイナンバーカード申請等のサポートを行ってまいります。8月27日現在の交付率は77.74%、今後も100%の普及を目指してまいります。

次に、老人ふれあいの家について申し上げます。

隣接する民間施設の閉鎖に伴い、7月4日から休館してまいります。老人ふれあいの家は高齢者の方々の憩いの場であり、交流の場でもございますことから、今後は早期再開できるよう、民間施設の管財人と協議を進めているところであります。

次に、地方創生推進連携協議会事業について申し上げます。

6月26日、町内の研修農場において、明成高校の生徒とベガルタ仙台関係者を中心とする地方創生推進連携協議会メンバーによる、大郷産大豆で作る「お豆の気持ち」の原料となる大豆の種まき体験を行いました。

次に、ドローン関連事業について申し上げます。

7月4日から6日に、大郷町ドローン活用推進協議会事業の一環として、大郷小学校の児童を対象とした、ドローンを活用したプログラミング教育を行いました。次代を担う子供たちにドローンに興味を持っていただくために、小学1年生、3年生、6年生を対象に実施いたしましたものであります。今後も各種実証実験や、実演会、プログラミング教育などを行ってまいります。

次に、SDGsフェスティバルin大郷について申し上げます。

6月24日、日常生活の取組からSDGs、持続可能な開発目標達成に貢献できることを知ってもらうため、泉青年会議所との共催でSDGsフェスティバルin大郷を開催し、SDGsをより広く地域に浸透させるとともに、まちづくりなどの地域活性化の推進に取り組むことを目的としたSDGs協議推進協定を泉青年会議所と締結いたしました。

次に、住民バスについて申し上げます。

平成12年7月より運行を開始した住民バスは、近隣5市町に乗り入れすることで、駅や高等学校、病院等への接続路線となり、多くの町民の皆様にご利用いただき、6月26日に住民バス利用者が130万人となりました。今後も、安心安全な住民バスの運行に努めてまいります。

次に、役場庁舎について申し上げます。

令和11年に法定耐用年数を迎える役場庁舎については、役場内で課長職以上による庁舎建設庁内検討委員会を、また、課長補佐及び係長職による庁舎建設プロジェクトチームを設置し、県内外9市町村の視察をするなど、新庁舎建設に向けて検討を開始いたしました。

今後は視察を踏まえて、現状分析や検討課題を整理し、本町の特性や時代に即した庁舎となるように、整備方針等の検討をさらに進めてまいります。

次に、教育委員会の事業について申し上げます。

学校教育では、8月7日から10日まで宮城教育大連携事業としてサマースクールを開校し、小学4年生から中学3年まで、延べ196名が宮城教育大学の学生から学習指導を受けました。

また、現在の外国語指導助手は2年目となり、大郷中学校での英語指導のほか、週に一度、大郷小学校で英語御指導に当たっております。

学校給食では、明成高校、ベガルタ仙台及び本町が包括連携協定を結び、共同開発した大郷みそカレーを給食メニューとして、9月5日に

大郷小・中学校の児童生徒に味わっていただきました。

社会教育では、B & G 海洋センタープールを7月15日から8月27日までオープンいたしました。猛暑日が続いたこともあり、連日、水遊びを楽しむ子供たちの姿が見られました。

次に、おおさと秋まつりについて申し上げます。

生涯学習活動及びスポーツ活動の推進、特産品のPRを通じた大郷町の魅力発信を目的とし、おおさと秋まつりを10月28日に開催いたします。現在、開催方法、内容等について、実行委員会において検討中でございます。

次に、今定例会に御提案いたします議案の概要を申し上げます。

報告関係では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、令和4年度の健全化判断比率及び資金不足比率の2件を上程いたします。

人事関係では人権擁護委員の推薦について諮問いたしますとともに、同意案件では教育長、教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、農業委員会委員の任期満了に伴い、任命、同意を求めるものが13件、選任、同意を求めるものが2件、一般議案としては条例の一部改正が4件、また、令和4年度決算認定9件、令和5年度補正予算9件となり、合計22件を御提案申し上げます。

詳細につきましては、後刻、人事案件につきましては町長の私から、報告関連や議案などにつきましては担当課長より説明をいたしますので、御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げ、行政報告といたします。よろしく願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

お諮りいたします。日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから日程20、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまで、人事案件が続きます。

したがって、議場を閉鎖し、議案の説明、質疑、投票を行いたいと思います。なお、休憩時間及び開場の必要がある場合を除きます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第5 諮問第1号から日程第20、同意第16号までの間、原則として議場を閉鎖し、審議を行うことといたします。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（石川良彦君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員の候補者としたので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 大郷町粕川字伝三郎26番地

氏 名 三田村 道 雄

生年月日 昭和31年3月12日

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴書につきましては、4ページから5ページを御覧いただき、御理解を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番金須新一議員、8番田中三恵子議員を指名いたします。

これから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。金須新一議員及び田中三恵子議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のおおり、賛成多数であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第6 同意第2号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

〔教育長退場〕

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、同意第2号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第2号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大崎市松山金谷字金ヶ崎26番地13

氏 名 鳥 海 義 弘

生年月日 昭和31年9月18日

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴につきましては、7ページから9ページに記載してございますので、御覧をいただきまして、御同意賜りますようお願い申し上げて、提案理由といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第2号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番熱海文義議員、10番石垣正博議員を指名いたします。

それでは、これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。熱海文義議員及び石垣正博議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のおおりに、賛成全員であります。

したがって、同意第2号 大郷町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、鳥海教育長の入場を許可します。

〔教育長入場〕

日程第7 同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町不来内字内畑20番地の1
氏 名 及 川 明 美
生年月日 昭和52年8月9日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴書につきましては11ページ、12ページを御覧をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げて、提案理由といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番高橋重信議員、1番赤間繁幸議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。高橋重信議員及び赤間繁幸議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第3号 大郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第8 同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第8、同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町山崎字上長坂7番地

氏 名 熊 谷 正 伸

生年月日 昭和30年4月15日

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴書につきましては14ページを御覧をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第 4 号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に 2 番鎌田暁史議員、3 番鈴木利博議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準 118 の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鎌田暁史議員及び鈴木利博議員の立会いを願います。

たします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第4号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

日程第9 同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第9、同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町粕川字伝三郎23番地

氏 名 赤 間 正

生年月日 昭和25年11月16日

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

経歴書16ページを御覧をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論は省略、投票による表決といたします。

これより、同意第 5 号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 4 番赤間則幸議員、5 番佐々木和夫議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間則幸議員及び佐々木和夫議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第5号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩といたします。

午 前 11時01分 休 憩

午 前 11時11分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

-
- | | | |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第10 | 同意第6号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第11 | 同意第7号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 同意第8号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第13 | 同意第9号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第14 | 同意第10号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第15 | 同意第11号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第16 | 同意第12号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第17 | 同意第13号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第18 | 同意第14号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第19 | 同意第15号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第20 | 同意第16号 | 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

議長（石川良彦君） お諮りいたします。

日程第10、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第20、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの11件については、いずれも農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づく農業委員会委員

の任命同意でありますので、会議規則第34条の規定に基づき一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10、同意第6号から日程第20、同意第16号までの11件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を大郷町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 大郷町羽生字長根23番地

氏 名 蜂 屋 文 雄

生年月日 昭和27年7月19日

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意16号まで一括上程をいたします。

同意第7号、同様文でございますので、省略をさせていただきます。

記

住 所 大郷町山崎字本木25番地

氏 名 石 川 安 彦

生年月日 昭和29年12月8日

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第8号

記

住 所 大郷町味明字鹿ノ畑10番地

氏 名 相 澤 清 美

生年月日 昭和59年5月16日

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第9号

記

住 所 大郷町鶉崎字袋35番地の2

氏 名 赤 間 勘 策
生年月日 昭和28年5月4日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第10号

記

住 所 大郷町土橋字細田127番地
氏 名 森 合 芳 信
生年月日 昭和25年11月27日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第11号

記

住 所 大郷町粕川字東山中10番地の1
氏 名 赤 間 輝 行
生年月日 昭和29年10月26日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第12号

記

住 所 大郷町粕川字李崎24番地
氏 名 鎌 田 勉
生年月日 昭和33年10月24日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第13号

記

住 所 大郷町粕川字田中32番地
氏 名 鈴 木 明
生年月日 昭和30年5月7日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第14号

記

住 所 大郷町大松沢字中斎の場宅地12番地

氏 名 高 橋 佳 郁
生年月日 昭和63年2月5日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第15号

記

住 所 大郷町大松沢字柏木原宅地5番地の3
氏 名 大和田 純 一
生年月日 昭和35年1月10日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

同意第16号

記

住 所 大郷町大松沢字下町宅地29番地
氏 名 武 内 和 子
生年月日 昭和47年12月11日
令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

11名の同意を求めるものであります。よろしくどうぞ御同意賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第10、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に6番鈴木恵子議員、7番金須新一議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。鈴木恵子議員及び金須新一議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第6号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第11、同意第7号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第 7 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

立会人の指名を行います。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に 8 番田中三恵子議員、9 番熱海文義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。田中三恵子議員及び熱海文義議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第 7 号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を

求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第12、同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に10番石垣正博議員、11番高橋重信議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。石垣正博議員及び高橋重信議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票
うち有効投票 11票
有効投票のうち 賛成 11票
反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第8号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第13、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番赤間繁幸議員、2番鎌田暁史議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、

順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間繁幸議員及び鎌田暁史議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第9号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第14、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に3番鈴木利博議員、4番赤間則幸議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

ここで投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。鈴木利博議員及び赤間則幸議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

無効投票 0票です。

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のおおり、賛成全員であります。

したがって、同意第10号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第15、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番佐々木和夫議員、6番鈴木恵子議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。佐々木和夫議員及び鈴木恵子議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第11号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第16、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番金須新一議員、8番田中三恵子議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。金須新一議員及び田中三恵子議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0 票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第12号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第17、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番熱海文義議員、10番石垣正博議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席番号順に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。熱海文義議員及び石垣正博議員の立会いをお

願いたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のおり、賛成全員であります。

したがって、同意第13号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時15分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準111により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に11番高橋重信議員、1番赤間繁幸議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、議会運営に関する基準第118の規定により、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。高橋重信議員及び赤間繁幸議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第14号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第19、同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に2番鎌田暁史議員、3番鈴木利博議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。鎌田暁史議員及び鈴木利博議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第15号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第20、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準 111 により討論を省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番赤間則幸議員、5番佐々木和夫議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否決扱いとなります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間則幸議員及び佐々木和夫議員の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 11票

うち有効投票 11票

有効投票のうち 賛成 11票

反対 0票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、同意第16号 大郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案どおり同意することに決定いたしました。

-
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第21 | 議案第56号 | 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第22 | 議案第57号 | 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第23 | 議案第58号 | 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第24 | 議案第59号 | 大郷町道路占用料条例の一部改正について |
| 日程第25 | 議案第60号 | 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第26 | 議案第61号 | 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第27 | 議案第62号 | 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第28 | 議案第63号 | 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第29 | 議案第64号 | 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第30 | 議案第65号 | 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第31 | 議案第66号 | 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第32 | 議案第67号 | 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第33 | 議案第68号 | 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号） |

議長（石川良彦君） 次に、日程第21、議案第56号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第22、議案第57号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第23、議案第58号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部改正について、日程第24、議案第59号 大郷町道路占用料条例の一部改正について、日程第25、議案第60号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第4号）、日程第26、議案第61号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第27、議案第62号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議案第63号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第29、議案第64号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第30、議案第65号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第31、議案第66号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）、日程第32、議案第67号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）、日程第33、議案第68号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第56号、57号及び58号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第56号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書41ページを御覧ください。

議案第56号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、厚生労働省から内閣府に移管された事務について、「厚生労働大臣」の表記を「内閣総理大臣」に改める必要が生じたためのものでございます。

また、書面で行う記録等に関する基準を追加する一部改正省令が発出されたことによる参考基準の変更に合わせ、本町が定める家庭的保育事業の基準条例を改正するものでございます。

次のページの別紙にて御説明申し上げます。

改正の内容は、国の基準を定めるものの変更と新たな規定の追加でござ

ざいます。

まず、第25条中「厚生労働大臣」の表記を「内閣総理大臣」に改めます。

次に、第49条を50条に繰り下げ、第48条の次に新たな49条として、事業者等がこの条例に基づいて記録や書面等の文章を作成する場合、書面に代えて、電磁的な記録、いわゆるコンピューターシステムを活用した処理を行うことができるとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第56号につきまして提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第57号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書43ページを御覧ください。

議案第57号 大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

大郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、放課後児童健全育成事業の実施に関する通知の改正により、放課後児童支援員とみなすことができるとされる研修終了予定者の内容が大幅に緩和され、みなし措置が現実的に無期限化されたことから、町が定めております放課後児童健全育成事業の基準条例を改正するものでございます。

次のページの別紙にて、御説明を申し上げます。

改正の内容は、放課後児童支援員として必要な研修の受講期限について附則第2条で定めておりますが、その期限について、当分の間に期間を延長するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第57号につきまして、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第58号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書45ページを御覧ください。

議案第58号 大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

大郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正は、議案第56号 大郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様に、令和5年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、厚生労働省から内閣府に移管された事務につきまして、文言の整理と、「厚生労働大臣」の表記を「内閣総理大臣」に改める必要が生じたものが主なものでございます。

次のページ、別紙にて御説明を申し上げます。

改正の内容は、第7条第2項の中で、地域保育が適正かつ確実に実施されるよう、町や関係施設等と連携、協力を行うこととするために必要な文言を加えるとともに、第37条の文言を整理するものでございます。

また、第15条第1項第4号及び第44条の中に、「厚生労働大臣」とあるものを「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第58号につきまして提案理由の説明といたします。

ただいま御説明いたしました議案第56号、議案第57号、議案第58号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第56号、57号及び58号について説明を終わります。

次に、議案第59号について説明を求めます。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは、議案第59号について御説明申し上げます。

議案書47ページをお開き願います。

議案第59号 大郷町道路占用料条例（平成9年大郷町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、道路法施行令の一部改正により、指定区分ラインの国道に係る道路占用料の額が改定されたことに伴い、本町においてもこれに準じて改定するため、大郷町道路占用料条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきまして、次ページの別紙により御説明申し上げます。

第2条第1項は占用料の額の算定方法を定めておりますが、別表の備考、第9号の1か月未満の特定算定方法について削除するものでございます。

次に、別表を次のように改めるもので、49ページから55ページまでの占用物件ごとに占用料を改定するものでございます。

56ページになります。

附則としまして、施行期日を令和6年4月1日とし、施行日前に徴収すべき占用料については、従前の例による経過措置を設けるものでございます。

議案第59号につきましての説明は以上でございます。

内容について御理解いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第59号について説明を終わります。

次に、議案第60号について説明を求めます。財政課長。

財政課長（菅野直人君） それでは、議案第60号 一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書2ページをお開き願います。

議案第60号 令和5年度大郷町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度大郷町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億784万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,869万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

(地方債の補正)

第3条 規定の地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概要について、申し上げます。

今回の補正予算ですが、4月の人事異動に伴う人件費の調整、前年度決算に伴う各種特別会計間の繰出金及び国・県に対する各種事業の返還金の計上のほか、各種施設の維持補修及び改修に関する費用、地区要望等による道路及び側溝等の生活環境整備に関する費用、令和4年度7月の大雨及び令和5年度7月19日から20日にかけての大雨による災害復旧事業費等を計上したものでございます。

主なものとしましては、除融雪業務、地域農業を支える水路及び農道等の長寿命化を図る多面的機能活動組織交付金、町道緊急維持工事、町道柏木原小梁川線用地測量業務、B & G海洋センター屋根改修工事及び照明LED化工事、令和4年7月大雨災害として町費による町単独債2件、鶴田川沿岸土地改良区災害復旧事業負担金として国庫対象事業として国債9件及び町単独債11件、令和5年7月大雨災害分として町単独債7件分を計上しております。

歳入では、前年度の実績報告に基づく国・県補助金、前年度繰越金、公共施設整備基金、財政調整基金、町債等において、財源調整をしたものです。

続きまして、3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正により、款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第10款地方特例交付金第1項地方特例交付金313万円の増額補正です。住宅ローン減税による恒久的な地方の減収を補填するために交付されるもので、県通知による増額です。

第11款地方交付税第1項地方交付税4,402万8,000円の減額補正です。地方自治体間の財源の不均等を調整し、どの地域でも一定のサービスが受けられるように交付されるもので、本年度の普通交付税の交付決定額は12億1,597万2,000円で、前年度比1億3,022万3,000円の減となります。

なお、令和4年度分につきましては、令和4年度限りの臨時経済対策費分4,112万1,000円が含まれております。

第13款分担金及び負担金第2項分担金36万5,000円の増額補正です。令和5年7月大雨災による農業施設2件の災害復旧工事に伴う受益者分担金の増となります。

第15款国庫支出金第1項国庫負担金50万3,000円の増額補正です。令和4年度精算による介護保険低所得者保険料軽減負担金等の増等になります。

第2項国庫補助金2,342万2,000円の減額補正です。道路改良工事に伴う社会資本整備総合交付金及び橋梁修繕工事に係る道路局所管補助金の交付額決定による減等になります。

第16款県支出金第1項県負担金5万2,000円の増額補正です。令和4年度子供のための教育・保育給付費負担金の実績報告に基づく増等になります。第2項県補助金1,160万6,000円の増額補正です。農業用施設の長寿命化に係る多面的機能支払交付金の増、地域の農業や農地利用について計画を策定する地域計画推進事業補助金の増等によるものです。第3項委託金2万7,000円の増額補正です。交付決定による住宅土地統計調査市町村交付金の調整によるものです。

第17款財産収入第1項財産運用収入15万9,000円の増額補正です。公共施設整備基金等の利子収入の増によるものです。

第19款繰入金第1項基金繰入金2億1,258万1,000円の増額補正です。道路緊急維持工事町道石原落合線測量設計業務、大郷中学校周辺設備等修繕工事等の財源として、公共施設整備基金及び財政調整としての財政調整基金の繰入金による増となります。第2項特別会計繰入金2,801万7,000円の増額補正です。前年度の事業費精算による国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業、農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽の各種特別会計からの繰入金です。

第20款繰越金第1項繰越金3,070万8,000円の増額補正です。前年度決算による繰越金です。

第21款諸収入第5項雑入2,510万円の増額補正です。B&G海洋センター屋根改修工事及び照明LED化工事に対する公益財団法人B&G財団からの地域海洋センター修繕助成金の増です。

第22款町債第1項町債6,304万4,000円の増額補正です。縁の郷外壁等修繕設計業務及び児童保育給食費無償化事業補助金による過疎対策事業債の増、B&G海洋センター屋根改修工事及びLED化工事による公共施設等適正管理推進事業等債の増、令和4年度7月及び令和5年度7月19日から20日にかけての大雨による災害復旧債の増、町道柏木

原小梁川線の計画見直し等による過疎対策事業債の減、発行可能額確定による臨時財政対策債の減等によるものでございます。

歳入補正額合計 3 億 784 万 2,000 円となります。

続きまして、4 ページを御覧いただきます。

歳出です。

第 1 款議会費第 1 項議会費 22 万 8,000 円の増額補正です。人件費の調整によるものです。

第 2 款総務費第 1 項総務管理費 3,882 万 4,000 円の増額補正です。人件費の調整、地方税共通納税システム改修業務など各種システムの改修、旧大松沢診療所解体工事、石原地区浸水対策応急工事、上郷地区水路のり面保護工事等の増が主なものです。第 2 項徴税费 344 万円の増額補正です。人件費の調整、法人税の確定申告に基づく予定納税の還付金による増です。第 3 項戸籍住民基本台帳費 34 万 7,000 円の減額補正です。人件費の調整によるものです。第 5 項統計調査費 2 万 9,000 円の増額補正です。住宅土地統計調査市町村交付金の交付決定による人件費等の調整です。

第 3 款民生費第 1 項社会福祉費 1,760 万 4,000 円の増額補正です。人件費の調整、障害者自立支援給付金負担金の前年度精算による国及び県への返還金の増が主なものです。第 2 項児童福祉費 900 万 4,000 円の増額補正です。障害児通所支援給付費負担金及び低所得者の子育て世帯支援特別給付金等の前年度精算に伴う国及び県への返還金の増が主なものです。

第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費 640 万 1,000 円の増額補正です。人件費の調整、町民の健康増進の推進に関する施策を定める健康増進計画策定業務、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の前年度及び令和 3 年度繰越分の精算に伴う国への返還金の増が主なものです。

第 5 款農林水産業費第 1 項農業費 2,337 万 7,000 円の増額補正です。人件費の調整、施設の長寿命化を図る 7 組織への多面的機能活動組織交付金、飼料高騰対策としての畜産特別対策支援事業交付金、縁の郷テレワーク施設整備事業管理業務の増が主なものです。

第 6 款商工費第 1 項商工費 61 万円の増額補正です。人件費の調整によるものです。

第 7 款土木費第 1 項土木管理費 819 万 2,000 円の増額補正です。人件費の調整によるものです。第 2 項道路橋梁費 6,854 万 9,000 円の増額補正

です。除融雪業務、町道緊急維持工事、交通安全施設修繕工事、町道鳥屋場山線のり面保護工事、町道柏木原小梁川線用地測量業務、町道石原落合線測量設計業務の増が主なものです。第4項住宅費717万4,000円の増額補正です。町営住宅入退去に伴う修繕工事、希望の丘団地及び中村原団地の環境整備工事が主なものです。第5項都市計画費1,339万5,000円の増額補正です。事業増に伴う下水道事業への繰出金の増等によるものです。

第8款消防費第1項消防費291万8,000円の増額補正です。中村地区の防火水槽撤去工事のための消火栓設置工事負担金の増等です。

5ページを御覧ください。

第9款教育費第1項教育総務費96万4,000円の減額補正です。スクールバスのバス停除雪業務の増、人件費の調整によるものです。第2項小学校費43万1,000円の増額補正です。除融雪業務の増等になります。第3項中学校費1,056万4,000円の増額補正です。除融雪業務、長寿命化計画策定業務、大郷中学校周辺設備等、修繕工事の増が主なものです。第4項社会教育費6,085万5,000円の増額補正です。人件費の調整、除融雪業務、B & G海洋センター屋根改修工事及び照明LED化工事、同工事に伴う工事管理料の増等が主なものです。第5項保健体育費117万円の増額補正です。人件費の調整、除融雪業務、学校給食センター除外施設ポンプ電源修繕工事の増が主なものです。

第10款災害復旧費第2項公共土木施設災害復旧費1,321万1,000円の増額補正です。令和5年7月19日から20日にかけて1時間当たり28ミリ、総雨量83ミリの大雨により被災した道路のり面2件、河川護岸1件及び過年度災害分として、令和4年7月の大雨による町道のり面1件の災害復旧工事の増となります。第3項農林水産施設災害復旧費2,522万8,000円の増額補正です。令和5年7月の大雨により被災した水路2件の災害復旧工事及び令和4年7月の過年度災害分として鶴田川沿岸土地改良区災害復旧負担金国債9件分、町単独債11件分の増になります。第4項公共施設災害復旧費206万8,000円の増額補正です。令和5年7月の大雨により被災した青線水路1件の災害復旧工事及び水路土砂撤去1件の災害応急工事の増となります。

第11款公債費第1項公債費411万9,000円の減額補正です。元利償還金及び利子の利率見直しによる減となります。

歳出補正額合計3億784万2,000円となります。

以上、補正前の予算額58億9,085万7,000円に、歳入歳出とも3億

784万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ61億9,869万9,000円とするものです。

続きまして、6ページの第2表債務負担行為補正について御説明いたします。

今回の補正は追加5件となります。事項、期間、限度額の順に御説明いたします。

1、住民バス車両購入。設定期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は2,360万円です。老朽化したマイクロバス2台を更新するもので、受注生産となり、納車までに期間を要するため、債務負担行為を設定するものです。

2、健康おおさと21プラン策定業務。設定期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は354万2,000円です。町民の健康増進の推進に関する施策を定める健康増進計画の策定業務で、基礎調査、計画策定と2か年にまたがり策定するため、債務負担行為を策定するものです。

3、大郷町一般廃棄物収集運搬業務。設定期間は令和5年度から令和10年度までで、限度額は2億5,210万円です。原契約期間の満了により、新たに令和6年度から5年間の契約を締結するに当たり、次年度当初から業務を円滑に遂行するため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

4、大郷小学校ホーム支援システム賃貸借。設定期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は2,685万円です。原契約期間の満了により、新たに令和6年度から5年間の契約を締結するに当たり、次年度当初からの業務を円滑に遂行するため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

5、大郷中学校ホーム支援システム賃貸借。設定期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は2,654万円です。原契約期間の満了により、新たに令和6年度から5年間の契約を締結するに当たり、次年度当初から業務を円滑に遂行するため、年度内に契約を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、7ページの第3表地方債補正について御説明いたします。

追加1件、変更7件です。

まず、追加です。

1、公共施設等適正管理推進事業。B & G海洋センター屋根改修工事工事及び照明LED化工事に係る起債で、限度額が3,260万円です。起

債の方法は証書借入れ、利率は5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の率とし、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとし、また、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができるものとしております。本起債については、公益財団法人B & G財団からの修繕助成金を除く工事費の90%が充当可能で、元利償還の約30%が交付税措置されるものでございます。

次に、変更です。

起債の目的、補正前、補正後の順で御説明いたします。

1、臨時財政対策債。今年度の発行可能額の確定により、限度額を3,000万円から1,774万4,000円に変更するものです。起債方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

2、道路等整備事業。町道柏木原小梁川線の事業計画の見直しによる調整等により、限度額を1億460万円から1億430万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

3、縁の郷施設改修事業。縁の郷屋根外壁等改修工事設計業務について、起債の調整が果たたため、限度額を4,000万円から4,790万円に変更するものです。起債方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

4、過疎対策事業ソフト分。認定こども園の給食費無償化事業に係る起債で、限度額を3,500万円から3,810万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

5、公共土木施設災害復旧事業。令和5年7月大雨災及び過年度災害となる令和4年7月大雨災の公共土木施設災害復旧工事に係る起債で、限度額を1,690万円から2,950万円に変更するものです。起債方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

6、農林水産施設災害復旧事業。令和5年7月大雨災の災害復旧工事及び過年度災害となる令和4年7月の大雨災による鶴田川沿岸土地改良区負担金に係る起債で、限度額を350万円から2,060万円に変更するものです。起債方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

7、公共施設災害復旧事業。令和5年7月大雨災及び過年度災害となる令和5年7月大雨災の公共施設災害復旧工事に係る起債で、限度額を1,050万円から1,280万円に変更するものです。起債方法、利率、償還の方法は補正前と同様です。

一般会計補正予算（第4号）につきましては、以上の内容となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第60号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 開議

議長（石川良彦君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号及び63号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（千葉 昭君） それでは、議案第61号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の36ページを御覧ください。

議案第61号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ194万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億3,951万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では歳入と同様に、前年度の精算に伴う一般会計の繰出しによるものが主なもので、財源を基金繰入金で調整したものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正、まず歳入でございます。

第3款県支出金第1項県補助金134万2,000円の増額です。国保システム改修業務に対する特別調整交付金でございます。

第5款繰入金第2項基金繰入金1,469万1,000円の減額です。財源調整のための財政調整基金からの繰入金でございます。

第6款繰越金第1項繰越金1,529万1,000円の増額です。前年度からの繰越金でございます。

以上、歳出合計194万2,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費134万2,000円の増額です。国保システム改修業務に係る費用でございます。

第7款諸支出金第2項繰出金60万円の増額です。前年度精算に伴う一般会計の繰出金でございます。

以上、歳出合計194万2,000円の増額補正でございます。

補正前の予算額9億3,757万5,000円に、歳入歳出それぞれ194万2,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9億3,951万7,000円とするものでございます。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

続きまして、議案第63号について提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書53ページを御覧ください。

議案第63号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9,869万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では前年度の精算に伴う繰越金、歳出では広域連合に対する前年度分の未送金保険料納付金が主なものでございます。

次のページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

第4款繰越金第1項繰越金57万8,000円の増額です。前年度の精算に伴う繰越金でございます。

以上、歳入合計57万8,000円の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金34万2,000円の増額です。前年度分の未送金保険料でございます。

第3款諸支出金第1項償還金及び還付加算金9万8,000円の増額です。今後、支出見込みによるものでございます。第2項繰出金13万8,000円の増額です。前年度精算に伴う一般会計の繰出金でございます。

以上、歳出合計57万8,000円の増額補正でございます。

歳入前の予算額9,811万7,000円に、歳入歳出それぞれ57万8,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ9,869万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました議案第61号 令和5年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第63号 令和5年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正（第1号）につきまして、それぞれの事項別明細書を御覧いただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第61号及び63号について説明を終わります。

次に、議案第64号、議案第65号、議案第66号及び議案第68号について説明を求めます。地域整備課長。

参事兼地域整備課長（鎌田光一君） それでは、議案第64号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書60ページをお開き願います。

議案第64号 令和5年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,425万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億5,787万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入は社会資本整備総合交付金として国庫補助金を計上したほか、財源調整による繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出は職員の人件費、下水道ストックマネジメント計画策定費用、前年度の精算による繰越金、汚水ます設置工事の増などの補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正にて御説明申し上げます。

まず、歳入です。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金533万5,000円の増額補正は、下水道ストックマネジメント計画策定に伴う社会資本整備総合交付金でございます。

第4款繰入金第1項他会計繰入金1,251万7,000円の増額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものでございます。

第5款繰越金第1項繰越金640万6,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳入合計で補正額2,425万8,000円を追加し、2億5,787万9,000円とするものでございます。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費1,764万6,000円の増額補正は、マンホールポンプの圧送管について長寿命化を図るためのストックマネジメント計画策定費用を計上したほか、人件費の調整、前年度精算による一般会計への繰出金によるものでございます。第2項下水道建設費660万円の増額補正は、公共汚水ます設置工事、基数増に伴うものでございます。

第2款公債費、第1項公債費、1万2,000円の増額補正は、利子償還額の確定によるものでございます。

歳出合計で補正額2,425万8,000円を追加し、2億5,787万9,000円とするものです。

以上で、議案第64号 下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、68ページをお開き願います。

議案第65号につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第65号 令和5年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号)

令和5年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ345万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,878万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入は財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出は職員の人件費、前年度の精算による繰出金などの補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。

第3款繰入金第1項他会計繰入金61万3,000円の増額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第4款繰越金第1項繰越金283万8,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額345万1,000円を追加し、7,878万円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費343万2,000円の増額補正は、人件費の調整、前年度精算による一般会計の繰出金によるものです。

第2款公債費第1項公債費1万9,000円の増額補正は、利子償還額の確定によるものです。

歳出合計で補正額345万1,000円を追加し、7,878万円とするものです。

以上で、議案第65号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、76ページをお開き願います。

議案第66号につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第66号 令和5年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）

令和5年度大郷町の個別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,086万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,262万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入は財源調整に伴う繰入金、前年度精算に伴う繰越金、歳出は職員の人件費、前年度の精算による繰出金などの補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正について、御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金104万6,000円の増額補正は、財源調整のため、一般会計からの繰入金の調整によるものです。

第5款繰越金第1項繰越金981万9,000円の増額補正は、前年度繰越金の確定によるものです。

歳入合計で補正額1,086万5,000円を追加し、8,262万9,000円とするものです。

次に、歳出です。

次ページになります。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費1,077万6,000円の増額補正は、人件費の調整のほか、前年度精算による一般会計への繰出金によるものです。

第2款公債費第1項公債費8万9,000円の増額補正は、利子償還額の

確定によるものです。

歳出合計で補正額1,086万5,000円を追加し、8,262万9,000円とするものです。

以上で、議案第66号 戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

続きまして、92ページをお開き願います。

議案第68号につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第68号 令和5年度大郷町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度大郷町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 令和5年度大郷町水道事業会計予算（以下予算という）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出です。

第1款水道事業費用を、2,088万2,000円増額補正補正し、2億6,529万6,000円とするものです。

第1項営業費用増額は、粕川大橋下漏水緊急修繕、大松沢地区増圧ポンプ修繕の計上によるものです。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、5,113万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金4,300万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額813万6,000円で補填するものとする。

収入です。

第1款資本的収入を1,374万9,000円増額補正し、1億325万3,000円とするものです。

第2項他会計負担金274万9,000円は、中村地区消火栓設置に伴う一般会計からの負担金です。

第3項企業債1,100万円は、江戸沢地区配水管布設替えに伴う計上によるものです。

次ページ、お開き願います。

支出です。

第1款資本的支出を1,375万円増額補正し、1億5,439万1,000円とす

るものです。

第2項建設改良費増額は、中村地区消火栓設置工事、大松沢江戸沢地区の老朽管更新工事の計上によるものです。

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた既定の企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的に水道管路近代化推進事業、限度額を補正前の4,000万円を補正後5,100万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

(議会の議決を得なければ、流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、職員給与費について、既決予定額1,360万円から6万6,000円を減額補正し、1,353万4,000円とするものです。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、議案第68号 水道事業会計の補正予算(第1号)の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第64号、議案第65号、議案第66号につきましては事項別明細書、議案第68号につきましては補正予算説明書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長(石川良彦君) 以上で、議案第64号、議案第65号、議案第66号及び議案第68号について説明を終わります。

補正予算説明書の43ページに戻りますが、次に、議案第62号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(伊藤義継君) それでは、議案第62号につきまして提案理由を御説明いたします。

各種会計補正予算説明書の43ページを御覧願います。

議案第62号 令和5年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和5年度大郷町の介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,506万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億

5,735万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算は、歳入におきましては予防事業費増に伴います支払基金交付金や国・県補助金の計上及び前年度繰越金の計上与基金繰入金による財源調整を図ったものとなります。

歳出におきましては、介護予防事業として実施しているいきいき百歳体操の実施団体増による講師謝金や消耗品を計上いたしました。

また、令和4年度の各種交付金や負担金の精算に伴う返還金や、同じく、令和4年度精算に伴う一般会計繰出金が主なものとなります。

なお、介護保険におきます7月末現在の第1号被保険者数は3,002人で、総人口に占める割合は39.1%です。同じく第1号被保険者に係る要介護等の認定者数は585人で、第1号被保険者に占める割合は19.5%、総人口に占める割合は7.6%となっています。

それでは、44ページを御覧願います。

第1表 歳入歳出予算補正について、款項ごとに御説明申し上げます。

まず、歳入ですが、第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金の補正金額は5万5,000円の増額で、対象事業費の27%が交付されるものであり、介護予防事業費の増と令和4年度交付金の精算に伴う追加によるものです。

次に、第4款国庫支出金第2項国庫補助金の補正金額は5万円の増額で、対象事業費の約26%が交付されるものであり、介護予防事業費の増に伴うものです。

次に、第5款県支出金第2項県補助金の補正金額は2万4,000円の増額で、対象事業費の12.5%が交付されるものであり、介護予防事業費の増に伴うものです。

次に、第7款繰入金第1項一般会計繰入金の補正金額は9万4,000円の増額で、対象事業費の12.5%の繰入れと、令和4年度の精算に伴う追加によるものとなります。

次に、第7款繰入金第2項基金繰入金の補正金額は197万6,000円の減額で、介護給付費準備基金による財源調整を行うものでございます。

次に、第8款繰越金第1項繰越金の補正金額は2,681万7,000円の増額で、前年度の繰越金となります。

歳入補正額合計は、2,506万4,000円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第1款総務費第1項総務管理費の補正金額は1万4,000円の減額で、介護システムで使用しますパソコン購入による契約請差の減額となります。

次に、第3項介護認定審査会費の補正金額は9,000円の減額で、会計年度任用職員の共済組合事務費負担金の確定による減額でございます。

次に、第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費の補正金額は18万3,000円の増額で、介護予防事業費として実施しているいきいき百歳体操の実施団体が増えたことから、講師謝金や消耗品費を計上したものが主なものでございます。

次に、第3項包括的支援事業任意事業費の補正金額は3,000円の減額で、緊急通報システム利用者の協力に対してかけておりますボランティア保険料の確定に伴う減額でございます。

次に、第6款諸支出金第1項償還金及び還付加算金の補正金額は、1,818万8,000円の増額で、介護保険料の還付金と、令和4年度の各種交付金や負担金の精算に伴う返還金になります。返還金の内訳は、国庫支出金が1,142万9,000円、県支出金が188万7,000円、支払基金交付金が477万2,000円になります。国庫支出金の返還額が多額となる理由につきましては、当初の交付決定後は、減額の変更交付申請受付が行われなかったためでございます。

次に、第7款繰出金第1項繰出金の補正金額は671万9,000円の増額で、令和4年度会計の決算の精算に伴う一般会計の繰出金となります。

歳入補正額合計は、2,506万4,000円の増額でございます。

以上、補正前の予算額11億3,228万9,000円から、歳入歳出とも2,506万4,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ11億5,735万3,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算についての説明は、以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第62号について説明を終わります。

次に、議案第67号について説明を求めます。復興推進課長。
復興推進課長（武藤亨介君） それでは、議案第67号につきまして提案理由を御説明いたします。

補正予算書の85ページを御覧願います。

議案第67号 令和5年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度、大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,125万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,849万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和5年9月13日 提出

大郷町長 田 中 学

まず初めに、本会計の概要について御説明いたします。

本会計は、鶉崎地区に造成した高崎団地を施工する目的で創設され、全20区画、総面積4,475平方メートルを、平成30年6月から分譲を開始したのが始まりとなります。令和3年度に最後の1区画を販売し、高崎団地は完売となっております。

次に、令和2年度より事業着手した中村原団地につきましては、令和3年度末に造成工事が完成し、令和4年度から11区画の販売を開始し、令和元年台風被害者向けの5区画、移住定住者向け6区画の合計11区画が、令和4年11月をもって全て完売となっております。

令和元年台風被災者向けに造成した中粕川団地は、令和4年10月に完成し、令和5年3月をもちまして5区画全てが完売となっており、現在は町が造成した3団地の全てが完売となっている状況です。

本会計の宅地造成事業は全て完了しており、現在は、中粕川団地と中村原団地の2団地に関する公債費について計上した予算内容となっております。

86ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

初めに、歳入ですが、第2款繰入金第1項他会計繰入金は8万

1,000円の増額で、借入れした財政融資資金の利子償還額が確定したことにより補正するものです。

第2款繰越金第1項繰越金は2,117万円で、前年度決算が確定したことにより、余剰金を繰入れするものとなります。

歳入合計は、2,125万1,000円の増額補正となります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

87ページをお開き願います。

第1款公債費第1項公債費7万9,000円の増額で、財政融資資金の利子償還額が確定したことにより補正するものとなります。

第2款宅地分譲事業費第1項宅地分譲事業費は、2,117万2,000円です。前年度事業費の決算が確定したことによる余剰金を、一般会計に繰り出すものとなります。

歳出合計は、2,125万1,000円の増額補正となります。

補正前の予算額から歳入歳出ともに2,125万1,000円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ2,849万8,000円とするものです。

議案第67号 宅地分譲事業特別会計予算についての説明は以上となります。

次ページ以降の事項別明細書を御覧いただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第67号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 5 9 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 千葉恭啓の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員